

東京地方裁判所 平成 30 年（フ）第 6361 号  
破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外

## 破産法 157 条報告書

### (第 9 回債権者集会)

令和 6 年 7 月 17 日

東京地方裁判所 民事第 20 部合議係 御中

破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外  
破産管財人 弁護士 内田 実

#### 第 1 前回集会後の主な管財業務の状況

以下では、第 8 回債権者集会（令和 6 年 1 月 31 日）以降の主な管財業務の状況を報告する。

各破産者の破産手続の進行状況及び進行予定は別紙 1「破産者の概要」の「手続の進行状況・進行予定」欄記載のとおりである。

破産者 31 者のうち、第 8 回債権者集会までに破産手続が終結した破産者は 27 者であり、本日現在破産手続が係属している破産者は 4 者となっている。当該 4 者に関する財産目録、収支計算書、破産貸借対照表は、別紙 2 のとおりである。

#### 1 中間配当を実施した破産者（3 者）

##### (1) ケフィア事業振興会

第 6 回集会報告のとおり、令和 3 年 5 月 27 日に、破産裁判所の許可を得て、配当率を 1%とする中間配当を実施した。

令和 6 年 6 月末日時点において、配当金の送金を実施できた債権者は 27,452 名であり、金額合計 1,016,665,772 円の配当を完了している。このうち、第 8 回

集会の報告以後、書類等が整って配当ができた債権者は 8 名、配当金額は合計 158,726 円である。

(2) ケベッククラブ・九州クラブ

第 5 回集会報告のとおり、既に中間配当は完了している。

2 配当可能性はないが破産手続に係属している破産者（ケーツーシステム）

ケーツーシステムについては配当見込みがないものの、ケフィア事業振興会等が管財業務を継続する上で必要な継続的契約の主体となっているところ、契約者名義の変更ができないことから、破産手続を続行する予定である。

3 処分取消しを求める訴訟

(1) 処分取消訴訟の経過

これまでに報告しているとおり、当職は、令和 3 年 4 月 14 日、東京地方裁判所に対し、平成 26 年 7 月期ないし平成 30 年 7 月期の各通知処分の取消を求める訴訟を提起した（事件番号令和 3 年（行ウ）第 156 号・以下「取消訴訟」という）。

取消訴訟においては、全 10 回の期日が開かれ、令和 4 年 12 月 1 日の第 10 回期日をもって審理が終結し、令和 5 年 2 月 21 日、通知処分の取り消しを求めた当職の請求を全部棄却する判決（以下「原判決」という）がなされた。当職は、原判決を不服として、御庁許可を得て、令和 5 年 3 月 6 日に東京高等裁判所に控訴を提起した。

控訴審における審理の経過は次のとおりである。

第 1 回期日	令和 5 年 6 月 15 日午後 2 時
第 2 回期日	令和 5 年 6 月 15 日午後 2 時 20 分
第 3 回期日	令和 5 年 6 月 30 日午後 1 時 30 分
第 4 回期日	令和 5 年 9 月 6 日午前 10 時 30 分
第 5 回期日	令和 5 年 10 月 16 日午前 10 時 30 分
第 6 回期日	令和 5 年 12 月 4 日午後 3 時 00 分
第 7 回期日	令和 6 年 1 月 22 日午前 10 時 30 分
第 8 回期日	令和 6 年 3 月 18 日午前 10 時 30 分
第 9 回期日	令和 6 年 5 月 24 日午前 10 時
第 10 回期日	令和 6 年 7 月 5 日午前 10 時

(2) 控訴審における審理の状況

ア 前回集会までの控訴審における審理の経過

原判決は、ケフィア事業振興会の行っていたオーナー制度 A コースにかかわる取引（以下「本件取引」という）を非課税取引である金銭消費貸借契約と正

しく認定したものの、更正の請求の対象となる本件取引等の額について立証があるとは言えず更正すべき金額が不明であると判断した。

そこで、控訴審では、更正の請求の全対象期間（平成 26 年 7 月期～平成 30 年 7 月期）について、ケフィア事業振興会のデータベース（以下「本件 DB」という）のデータ分析を仔細に行い、弥生会計上のデータとの対比を行うとともに、本件 DB に基づき行った更正が税務・会計上も正当であること等の立証を試みた。もっとも、本件取引の取引件数は 200 万件にも上りその全てについて立証することは困難であることから、オーナー制度 B コースにかかる取引（B コース取引）に着目し、オーナー制度取引総額にあたる全体の仕訳を全て修正して不課税取引としたうえで、改めて課税標準額を算定するための修正を行った。これは、当初の確定申告のオーナー制度取引全体の売上から、B コース取引の売上が控除する方法で、A コース取引（本件取引）の額を立証する試みであった。

これに対して、控訴審の裁判所からは、①平成 27 年 7 月期以降については確定申告において本件取引（A コース取引）と B コース取引が区別されず計上されているため、当初の確定申告における本件取引の特定が困難ではないか、②当初の確定申告において両者が区別されていた平成 26 年 7 月期についても、B コース取引の売上が、当初の確定申告と更正の請求とで一致しないのであれば、両方の B コース取引がどのように相違したのかについての特定が必要であり、全体から B コース取引を控除するだけでは更正の請求の対象の立証として十分ではないのではないか、といった問題意識が示されるに至った。

#### イ 前回集会以降の審理の状況

上記の問題意識を踏まえると、取引全体から B コース取引を控除して本件取引を特定することは困難となることから、当職は、本件取引自体を積み上げて立証する方法を検討することとした。もっとも、本件取引当時の関係者は全員退職しており、管理下にある資料やデータから弥生会計と本件 DB が一致しない原因や対象取引をすべて特定することはできない状況にある。それ故に、確定申告の基礎となった弥生会計に計上されたすべての取引について、本件 DB やはがきを根拠として個々の取引の時期、金額、対象商品等の全てを特定することはできない。

そこで当職は、対象を限定して還付を受けられる金額を立証することとした。具体的には、①平成 28 年 7 月期における、②オーナー制度 A コースにかかる取引しか存在しない（売買の性質を有する B コースの取引が存在しない）商品の取引であって、③平成 29 年 7 月期以降に満期を迎えて仕入れ計上した、④弥生会計と本件 DB の記録が一致する取引（13 商品に関する約 6670 件の取引）を対象とすることで、消費税についての更正の請求が認容される可能性が

あると判断し、その立証方法の妥当性、合理性及び具体的方法を裁判所及び被控訴人に説明している。

このように対象取引を限定することで、弥生会計と本件 DB の不一致は問題とならず、B コース取引による売上は除外でき、かつ、(同一事業年度に満期が到来すれば同額の仕入れを計上する必要があるところ)仕入れを考慮する必要がなくなることから、売上については上記の裁判所及び被控訴人の指摘が当たらない立証が可能となると考えている。もっとも、このような立証方法について、平成 28 年 7 月期の仕入れを全く考慮しないことについての疑義が示されていることから、当職は、仕入れについての考え方をさらに説明したうえで、13 取引についての立証を行いたいと考えている。他方で、既に控訴提起から 1 年 4 カ月以上もの経過が経過しており、立証対象を限定しても主張立証には相当程度の負担があることから、本件破産手続の進行も考慮して、立証対象を上記よりも広げるかどうかは慎重に検討したい。

#### 4 役員の財産に対する保全処分又は役員の責任に基づく損害賠償債権の査定の裁判を必要とする事情の有無

破産法第 177 条第 1 項の規定による保全処分又は第 178 条第 1 項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無については、なお調査中である。

## 第 2 今後の主な管財業務

### 1 処分取消しを求める訴訟手続への対応

前記第 1 の 3 のとおり、処分取消しを求める訴訟手続において控訴審において審理がなされている。当職の請求が認容されるよう、引き続き主張立証に努める所存である。

### 2 最後配当の実施

ケフィア事業振興会、ケベッククラブ及び九州クラブについては、前記第 1 の 1 記載のとおり中間配当を完了した。上記 1 の訴訟により財団が形成できた場合には、最後配当を実施することとしたい。

### 3 配当可能性のない破産者の処理

ケーソーシステムについては、前記第 1 の 2 記載のとおり、今後、存続が不要となった時点で、異時廃止として破産手続を終了させる予定である。

以上

## (別紙1) 破産者の概要

NO.	事件番号	破産者	手続の進行状況・進行予定
1	平成30(7) 6361	株式会社ケフィア事業振興会	続行
2	平成30(7) 6362	株式会社飯田水晶山温泉ランド	R4. 1. 25破産手続終結 (異時廃止)
3	平成30(7) 6363	かぶちゃん九州株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
4	平成30(7) 6364	かぶちゃんメガソーラー株式会社	R3. 7. 21破産手続終結 (最後配当)
5	平成30(7) 6711	ケフィアインターナショナル株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
6	平成30(7) 6712	株式会社ケーアイ・アド	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
7	平成30(7) 6713	株式会社ケフィア・カルチャーカード	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
8	平成30(7) 6714	株式会社ケフィア・クリエイティブ	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
9	平成30(7) 6715	株式会社メープルライフ	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
10	平成30(7) 6716	株式会社ケーツーシステム	続行
11	平成30(7) 6717	一般社団法人柿国際文化協会	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
12	平成30(7) 6718	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	R6. 1. 31破産手続終結 (異時廃止)
13	平成30(7) 6719	ケベッククラブ合同会社	続行
14	平成30(7) 6720	九州クラブ合同会社	続行
15	平成30(7) 6721	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
16	平成30(7) 6722	かぶちゃん電力株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
17	平成30(7) 6861	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
18	平成30(7) 7144	かぶちゃん農園株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
19	平成30(7) 7241	ケフィアグループC&L株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
20	平成30(7) 7242	合同会社かきの森	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
21	平成30(7) 7243	株式会社コラボ南信州	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
22	平成30(7) 7421	かぶちゃん信州乳業株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
23	平成30(7) 7422	かぶちゃんファーム株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
24	平成30(7) 7501	かぶちゃんインターナショナル株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
25	平成30(7) 8117	株式会社かぶちゃん農園食堂	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
26	平成30(7) 8118	かぶちゃん製菓株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
27	平成30(7) 8151	株式会社ケフィア・サプリメント	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
28	平成30(7) 9344	鎬木武弥	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
29	平成30(7) 9372	カブラキホールディングス株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
30	平成30(7) 9373	鎬木秀彌	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
31	平成31(7) 706	辻秀子	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)

## (別紙2) 財産目録・収支計算書・破産貸借対照表

## 目次

No.	破産者名	No.	破産者名
①	株式会社ケフィア事業振興会	⑰	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス
②	株式会社飯田水晶山温泉ランド	⑱	かぶちゃん農園株式会社
③	かぶちゃん九州株式会社	⑲	ケフィアグループC & L株式会社
④	かぶちゃんメガソーラー株式会社	⑳	合同会社かきの森
⑤	ケフィアインターナショナル株式会社	㉑	株式会社コラボ南信州
⑥	株式会社ケーアイ・アド	㉒	かぶちゃん信州乳業株式会社
⑦	株式会社ケフィア・カルチャーカード	㉓	かぶちゃんファーム株式会社
⑧	株式会社ケフィア・クリエイティブ	㉔	かぶちゃんインターナショナル株式会社
⑨	株式会社メープルライフ	㉕	株式会社かぶちゃん農園食堂
⑩	株式会社ケーツーシステム	㉖	かぶちゃん製菓株式会社
⑪	一般社団法人柿国際文化協会	㉗	株式会社ケフィア・サプリメント
⑫	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	㉘	亡鎬木武弥相続財産
⑬	ケベッククラブ合同会社	㉙	カブラキホールディングス株式会社
⑭	九州クラブ合同会社	⑳	鎬木秀彌
⑮	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	㉑	辻秀子
⑯	かぶちゃん電力株式会社		

※グレーでハイライトした破産者は前回集会までに破産手続が終結したため  
本報告書には財産目録等を添付しない。

開始決定日＝平成30年9月3日現在  
(単位：円)

財産目録  
(第9回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価 (H30.7.31)	換価金額	備 考
1	現金	4,956,122	15,525,310	破産管財人への引継現金
2	預金	124,558,747	6,369,398	全て解約済み
3	売掛金	2,626,353,730	9,263,117	残余はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
4	棚卸資産	33,212,001	4,758,873	食品、PCディスプレイ等の売却代金
5	前払費用	778,876,764	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
6	短期貸付金	5,734,750,668	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
7	未収入金	5,590,600,716	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
8	立替金	804,279,660	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
9	仮払金	3,207,720,756	169,957,952	ゆうちょ銀行及び興産信金等の仮差押分を回収済み、その他はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
10	預け金	31,000,000	5,360,046	派遣会社から回収済み
11	未収消費税等	236,680,210	337,106,304	消費税等還付金を回収済み
12	繰越消費税	25,862,190	0	換価価値無し
13	建物	508,839,131	723,148,149	ケフィアビルにかかる附属設備、構築物を含む。換価完了
14	附属設備	181,400,729	0	ケフィアビルと一体で換価
15	構築物	5,256,401	0	ケフィアビルと一体で換価
16	機械装置	7,419,000	50,000	封入印刷機を換価済み
17	車両運搬具	19,042,275	2,600,700	車両4台を換価済み
18	工具器具備品	52,369,084	0	換価価値無し
19	一括償却資産	1,836,051	595,500	パソコンを換価済み
20	土地	583,340,940	819,000,000	ケフィアビルと一体で換価
21	果樹	6,919,522	0	換価価値無し
22	ソフトウェア	34,874,001	0	換価価値無し
23	商標権	1,522,515,824	0	換価価値無し
24	投資有価証券	55,046,144	13,811,577	らくトクポイントの預託国債にかかる預託保証金を回収済み
25	出資金	414,890,254	47,124,352	カナダ法人株式売却代金及び興産信金の出資金
26	敷金	1,818,500	1,154,300	神田須田町の賃借物件及び龍江発電所の敷金を回収済み
27	保証金	66,089,800	84,240,554	日本旅行業協会及び運送会社から回収済み
28	長期貸付金	19,264,504,301	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
29	保険積立金	825,157,258	10,252,933	保険解約返戻金を回収済み
30	投資預け金	370,000,000	0	換価価値無し
31	長期前払費用	191,811,937	0	換価価値無し
32	会員創造費	4,722,199,827	0	換価価値無し
33	繰延資産	871,837	0	換価価値無し
	合計	48,035,054,380	2,250,319,065	

※上記備考欄において「ケフィアグループ等に対するものであり換価困難」と記載したものの内、他の破産者に対する債権については、一部を配当金等として回収しているが、財産目録の換価金額には含めていない。

開始決定日＝平成30年9月3日現在  
(単位：円)

財産目録  
(第9回債権者集会)

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	44	190,112,561		
2	財団債権(労働債権)	22	12,750,345		
3	財団債権(その他)	0	0		
4	優先的破産債権(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権(労働債権)	0	0		
6	普通破産債権	29,409	116,832,201,143	103,362,833,614	13,469,367,529
	合計	29,475	117,035,064,049	103,362,833,614	13,469,367,529

\* 負債の部 財団債権(公租公課)の件数及び金額には破産手続開始後に生じたものを含む。



平成30年9月3日～令和6年6月30日  
(単位:円)

収支計算書  
(第9回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	引継現金	1,125,310
2	預金	6,369,398
3	引継予納金	14,400,000
4	売掛金	9,263,117
5	動産売却代金	4,758,873
6	不動産売却代金	1,542,148,149
7	敷金	1,154,300
8	保険解約返戻金	10,252,933
9	株式譲渡代金	46,125,216
10	預金利息	86,387
11	地代家賃戻し	1,489,600
12	保証金	84,240,554
13	預け金	5,360,046
14	出資金	999,136
15	車両売却代金	2,600,700
16	還付金	337,106,304
17	精算金	16,881,691
18	仮払金	169,957,952
19	預り消費税	60,220,640
20	固定資産税等精算金	233,112
21	預託保証金返還	13,811,577
22	借地権譲渡代金	28,732,166
23	立替費用精算金	12,041,628
24	共益費用精算金	84,700,939
25	否認権行使	9,200,000
26	損害賠償金等	268,718
27	他の破産者からの配当金	463,945,743
28	配当金の戻り分等	761,899
	合 計	2,928,236,088

平成30年9月3日～令和6年6月30日  
(単位:円)

収支計算書  
(第9回債権者集会)

支出の部		
No.	科目	金額
1	補助者費用	137,219,997
2	業務委託費	61,748,244
3	廃棄費用	2,647,426
4	通信費	70,380,517
5	施設管理費	856,584
6	電気料金	2,199,174
7	水道料金	264,214
8	リース利用料	4,940,903
9	システム利用料	14,915,220
10	地代家賃	57,086,099
11	旅費交通費	2,766,851
12	消耗品	858,961
13	仲介手数料	1,175,280
14	支払手数料	20,021,878
15	印紙代	160,000
16	管財事務費	24,161,093
17	別除権者弁済	818,625,425
18	他の破産法人への送金	9,280,000
19	立替金	4,247,440
20	管財人報酬	200,000,000
21	公租公課	190,112,561
22	労働債権	12,750,345
23	中間配当金	1,017,425,867
	合計	2,653,844,079

差引	274,392,009
----	-------------

破産貸借対照表  
 (第9回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科 目	金額
1	現金	15,525,310	1	財団債権(公租公課)	190,112,561
2	預金	6,369,398	2	財団債権(労働債権)	12,750,345
3	売掛金	9,263,117	3	財団債権(その他)	0
4	棚卸資産	4,758,873	4	優先的破産債権(公租公課)	0
5	前払費用	0	5	優先的破産債権(労働債権)	0
6	短期貸付金	0	6	普通破産債権	116,832,201,143
7	未収入金	0			
8	立替金	0			
9	仮払金	169,957,952			
10	預け金	5,360,046			
11	未収消費税等	337,106,304			
12	繰越消費税	0			
13	建物	723,148,149			
14	附属設備	0			
15	構築物	0			
16	機械装置	50,000			
17	車両運搬具	2,600,700			
18	工具器具備品	0			
19	一括償却資産	595,500			
20	土地	819,000,000			
21	果樹	0			
22	ソフトウェア	0			
23	商標権	0			
24	投資有価証券	13,811,577			
25	出資金	47,124,352			
26	敷金	1,154,300			
27	保証金	84,240,554			
28	長期貸付金	0			
29	保険積立金	10,252,933			
30	投資預け金	0			
31	長期前払費用	0			
32	会員創造費	0			
33	繰延資産	0			
	合計	2,250,319,065		合計	117,035,064,049

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-114,784,744,984